

制度の概要

- ✓ 国立大学法人は、**新型コロナウイルス感染症の影響によって家計が急変した世帯の学生等**に対して、各国立大学法人の**独自の基準で家計急変に係る授業料等減免を実施**
- ✓ 文部科学省は、家計急変に係る授業料等減免を実施する経費を支援するため、国立大学法人に対して、**令和2年度に家計急変に係る運営費交付金を交付**
- ✓ 一方で、2年度から「**大学等における修学の支援に関する法律**」に基づく**授業料等減免等（修学支援新制度）**による支援が導入されており、両制度とも支援の対象となる学生は、**修学支援新制度による支援を優先**
- ✓ 国立大学法人の毎事業年度の利益の処分等については、損失を埋めてなお利益の残余があるときは、その残余の額を**積立金として整理**
- ✓ 中期目標期間末の積立金のうち、**次の中期目標期間の業務の財源に充てるために文部科学大臣の承認を受けた額を繰り越す**ことができ、残りの額を国庫に納付

検査の結果

- ✓ 文部科学省は、85法人において家計急変世帯等の学生に対する支援見込額について調査を行い、支援見込額に7を乗じて算定するなどした額を家計急変に係る運営費交付金として交付（2年度に85法人計48億0189万円）
- ✓ **3年度末の家計急変に係る運営費交付金の残額は85法人計36億9736万円で、未執行率は77%**
未執行率が90%以上は18法人（このうち**8法人は全額未執行**）
⇒未執行率が高い理由：「交付額と比べて支援の実績が少なかったため」「当初の想定より多くの学生が修学支援新制度で対応できたため」など
- ✓ 85法人は、**家計急変に係る運営費交付金の残額として整理した積立金の全額**を次の中期目標期間（4～9年度）に**繰り越すこととする承認申請**を行い、文部科学大臣から承認を受けて、その全額を繰り越し
⇒各法人は、承認申請に当たり、次の中期目標期間における家計急変に係る授業料等減免の**所要見込額を算定しておらず、文部科学省においても、所要見込額を勘案していない**
- ✓ 85法人における所要見込額を機械的に試算したところ、69法人において、**繰り越された上記の積立金が、所要見込額の試算額より多額（開差額計16億4058万円）**

当局の処置

- ✓ 各国立大学法人に対して、**特定の支出等のために交付された運営費交付金に係る積立金の処分の承認申請に当たっては、資金を有効に活用するため、次の中期目標期間の所要見込額を適切に算定しなければならないことを周知徹底**



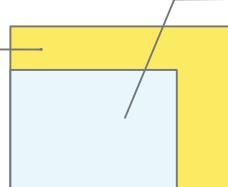
特定の支出等のために国立大学法人に交付された運営費交付金による積立金の規模（処置済）

文部科学本省

16億4058万円(指摘金額)

家計急変に係る授業料等減免のイメージ図

新型コロナウイルス感染症の影響によって家計が急変した世帯の学生等に対する大学独自の基準による授業料等減免
(家計急変に係る運営費交付金による支援)



「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料等減免
(修学支援新制度による支援)

(注) 両制度とも支援対象になる学生は修学支援新制度による支援を優先

検査の結果



調査した支援見込額に7を乗じて算定するなどして、2年度に85法人計48億0189万円を家計急変に係る運営費交付金として交付

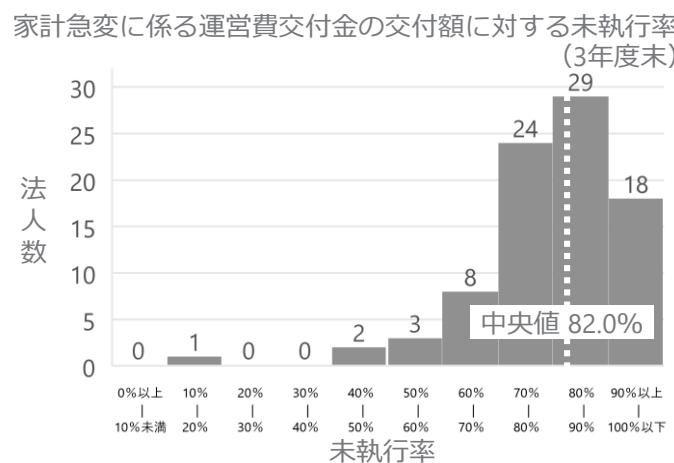


家計急変に係る運営費交付金の3年度末残額
85法人で計36億9736万円
未執行率77%

(8法人は100%)

- (未執行の理由)
・支援の実績が少なかった
・修学支援新制度で対応など

〔令和2～3年度〕



〔3年度末の期末処理〕



家計急変に係る運営費交付金の残額として整理した積立金の全額を次の中期目標期間に繰り越すこととする承認申請

次の中期目標期間における家計急変に係る授業料等減免の所要見込額を算定せず



所要見込額を勘案せずに全額を承認

〔本院の試算結果〕

69法人において、所要見込額の試算額より繰り越された家計急変に係る運営費交付金の残額として整理した積立金が多額
〔開差額 計16億4058万円〕

積立金の規模が不適切

当局の処置

各国立大学法人に対して、特定の支出等のために交付された運営費交付金に係る積立金の処分の承認申請に当たっては、資金を有効に活用するため、次の中期目標期間の所要見込額を適切に算定しなければならないことを周知徹底

